

30 地ケ第 839 号
平成 31 年 2 月 25 日

長野市地域包括支援センター受託法人各位

長野市長 加藤 久雄
(地域包括ケア推進課担当)

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正に伴う三職種に準じる職員の規定の見直しについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、過日開催いたしました長野市と地域包括支援センター受託法人との懇談会において、平成 30 年 5 月 10 日に示された「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正のうち、地域包括支援センター職員の人員配置要件が追加されたことについて、長野市の見解を具体的に示すよう要望がありました。

つきましては、長野市の取扱いを下記のとおりといたしますので、新規職員採用の際に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 改正内容** 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正
地域包括支援センターに置く職員のうち、保健師職の確保が困難な場合、保健師に準じる者として「地域ケア、地域保健等に経験のある看護師（准看護師を除く）」と規定されていたが、31 年度より、上記要件かつ、「高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする」と定められた。
- 2 改正に至った厚生労働省の見解**（県庁介護支援課佐藤主事確認 H31.2.15）
これまで、地域ケア、地域保健等に経験のある看護師という規定だったため、高齢者の視点がなくても要件を満たすことになってしまう可能性があることから、高齢者に関する公衆衛生業務の視点を加えた。ただし、「公衆衛生業務」ということについて、厚労省から具体的な定義づけはされていない。
長野県として定義づけはしない。あくまでも各自治体で判断との見解であった。
- 3 長野市の「高齢者に関する公衆衛生業務」の取扱い**（県口頭承諾）
包括的支援事業を適正に実施するための人員であるため、居宅介護現場経験、地域の高齢者の介護・保健指導経験が 1 年以上ある人とする。
(具体的要件)
 - ・地域包括支援センター職員経験者（他市町村でも可）
 - ・介護支援専門員（居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター職員経験者）

- ・ 居宅介護サービス事業所現場経験者
 - 通所介護・通所リハの機能訓練指導員
 - (サービス担当者会議等への出席をしていた看護師)
 - 訪問介護、訪問リハ、訪問看護等の現場経験者
 - 小規模多機能型居宅介護事業所経験者
- ・ 地域の介護予防、保健活動経験者
 - 地域における健康教室等での高齢者向けの健康相談、介護予防活動の経験者

連絡先

長野市役所地域包括ケア推進課

介護予防担当 松本

電話 224-7873

E-mail hokatsucare@city.nagano.lg.jp

地域包括支援センター設置運営について(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)一部改正(平成30年4月1日から適用)

改正後(新)	改正前(旧)
<p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする(施行規則第140条の66第1号イ)。</p> <p>しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省考査局長通知)に基づきケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。</p>	<p>6 職員の配置等</p> <p>(1) センターの人員</p> <p>センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする(施行規則第140条の66第1号イ)。</p> <p>しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することとされている。</p> <p>① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p> <p>② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省考査局長通知)に基づきケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p>

